

		令和5年度実績	令和6年度目標	計画期間終了年度の目標		
1 労働時間数と組織管理（共通記載事項）	(1) 労働時間数	年間の時間外・休日労働時間数（平均・最長） 960時間超～1,860時間の人数・割合 1,860時間超の人数・割合	平均476時間・最長1809時間 72人(11.2%) 0人(0.0%)	平均890時間・最長1,860時間 230人(35%) 0人(0%)	平均788時間・最長1,647時間 190人(29%) 0人(0%)	
	(2) 労務管理・健康管理	労働時間管理方法	ICカードによる退勤管理の実施	・ICカードによる退勤管理の徹底を行うとともに当該及び兼業先の労働時間の管理と勤務間インターバルの確保状況を適切に把握・管理するため適宜勤怠管理システムの見直しを行う ・出勤システムによる休暇申請の把握を継続する	左記事項に取り組む	
		宿日直許可の有無を踏まえた時間管理	夜間（17:15～翌8:30）及び土日祝の日直帯（8:30～17:15）において、下記取組を実施 ○勤務が常態化している診療科については宿日直から勤務へ切替 ○診療科単位で宿直及び日直の許可の再申請を実施	夜間（17:15～翌8:30）及び土日祝の日直帯（8:30～17:15）において、勤務が常態化している診療科について、下記取組の実施を検討 ・宿日直から勤務へ切替 ・タスクシフト等業務の削減、勤務シフトの見直し等による宿日直体制の継続	左記事項に取り組む	
		医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続等	労働時間該当性に関する素案を働き方プロジェクト内で作成	別添のとおり事業場における労働時間該当性を明確化 今後、内容を周知し、環境の整備に取り組む	左記事項に取り組む	
		労使の話し合い、36協定の締結	働き方改革推進委員会及び労働者の過半数で組織する労働組合と協議	労働者の過半数で組織する労働組合と協議・締結し、届け出た36協定を医局内に掲示する。令和17年（2035年）度末の特例水準解消に向け、労働時間短縮に向けた取組について検討及び労働組合と協議	左記事項に取り組む	
		衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制 追加的健康確保措置の実施	・衛生委員会を月1回開催 ・健康診断を年1回実施	・衛生委員会を月1回開催 ・健康診断を年1回実施（夜間勤務所員は年2回実施）	同左	
	(3) 意識改革・啓発	・勤務計画の作成	別添勤務計画(シフト)作成に関するルールを策定し、周知を行う（勤務間インターバルの確保等）	別添勤務計画(シフト)作成に関するルールに基づいた労務管理を開始（勤務間インターバルの確保等）	左記事項に取り組む	
		・代償休息の取扱い	別添代償休息付与のルールを作成し、周知を行う	別添代償休息付与のルールに基づいた労務管理を開始	左記事項に取り組む	
		・面接指導	・別添面接指導に関するルールを作成し、周知を行う ・令和5年度中に面接指導実施医師の確保（必要な研修の受講）を終える予定	・連続勤務時間制限、勤務間インターバル確保及び代償休息確保を可能とする勤務体制とし、対象医師への面接指導を別添面接指導に関するルールに基づき実施する ・予約記録管理システム等を活用し、円滑に面接実施及び記録管理が行える環境を構築する	左記事項に取り組む	
		管理者マネジメント研修	・国等が実施する病院長向けの研修会に病院長が参加する ・管理者のマネジメント研修を年1回開催（教授会・運営協議会・医局長会時に実施）	・国等が実施する病院長向けの研修会に病院長が参加する ・管理者のマネジメント研修を年1回開催（教授会・運営協議会・医局長会時に実施）	左記事項に取り組む	
働き方改革に関する医師の意識改革		夜間休日勤務体制（宿日直時間の見直し・勤務化）の変更を際し、診療科ごとに労務管理について医局説明会を実施 ・医師及び看護職員の負担軽減計画を院内掲示及び病院HPに記載し、当該の取組に対する理解を依頼 ・入院案内に働き方改革ポスターを掲載 ・院内サイネージに医師の働き方改革に関するスライドを表示	働き方改革に関する講演会を開催し、医師の意識醸成を図る ・医師労働時間短縮計画及び看護職員の負担軽減計画を院内掲示及び病院HPに記載し、当該の取組に対する理解を依頼 ・入院案内に働き方改革ポスターを掲載 ・院内サイネージに医師の働き方改革に関するスライドを表示	左記事項に取り組む		
(4) 策定プロセス	各職種（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士）から各代表6名が参画する働き方改革推進委員会を年2回開催し、この計画の案の検討を実施 病院経営・運営会議及び病院運営協議会で意見交換を実施するとともに、本計画の案は医局の他、各職種の職場に掲示する					
2 労働時間短縮に向けた取組	(1) タスクシフト	特定行為研修修了看護師	・平成27年特定行為研修機関として指定を受け、研修者の受け入れを開始。毎年複数名のスタッフが受講し、令和4年時点で急性期コース15名、慢性期・在宅コース7名、日本麻酔科学会特定行為パッケージ修了者1名が在籍今年度各コースの研修を5名が受講中 ・急性期コース修了者は、主に集中治療部や救命救急センターに配置。さらに、医師のタスク・シフトの観点からも、夜勤帯に急性期コース修了者を1名配置できるように、シフト調整を行い、医師の当直時の負担軽減にも寄与（令和5年度） ・7月にハイブリッド形式で特定行為フォーラムを開催 ・定期的に特定看護師会を急性期・在宅慢性の領域毎で開催。医行為の実施状況を情報共有しリソース会議で全体の把握をしながら課題の抽出と改善に向けて取り組んだ	・特定行為フォーラムの開催。特定行為組織定着化事業への参画を検討し早期からのe-ラーニング視聴による負担軽減を図る ・研修修了生の活動支援としてメンターの配置を検討。特定看護師による事例検討会、倫理研修会を企画し継続的に学習する仕組み作り	集中治療部・救命救急センターに常時配置するための必要人数：14名（1部署7名） そのために、特定行為研修を修了した看護師を毎年2名以上増加。（※休暇や休業・昇格を考慮した数字）	
		看護師	・静脈採血等の実施、入院の説明の実施 ・静脈注射の実施 ・入院説明等の一元化に向け、体制強化と業務分担を推進 全診療科対象で実施できるよう調整中	・静脈採血等の実施、入院の説明の実施 ・静脈注射の研修を継続実施 ・引き続き入院説明等の一元化に向けての取り組みを行う	・看護師等が実施可能な業務を整理し、可能なものについては院内研修のうえ、実施する ・入院説明等の一元化に向け、体制強化と業務分担を進める	
		助産師	パースセンターや助産師外来の活用	パースセンター、助産師外来の全面的な機能回復に取り組む	パースセンターや助産師外来の活用	
		病棟クラーク	業務範囲の見直しと整理を行い診療支援の充実を図る 令和5年度：病棟クラークの業務範囲の見直しと整理を行ない、体制の再編について協議	令和6年度に病棟クラークの再編を実施するとともに継続して業務範囲の見直しと整理を行なうことで、引き続き診療支援の充実を図る	・病棟クラークの業務範囲の見直し（拡大）を定期的に ・業務拡大に向け職員の幾節に努める	
		医師事務作業補助者	医師事務作業補助者35人体制で医師の具体的指示の下、診療等の代行入力を行う業務及び体制を再検討し診療支援の充実 ・医師事務作業補助者の人員確保に向け、キャリアパスに沿った登用制度について運用開始 ・医師事務作業補助者の複数診療科対応を実施しており、フォロー体制を構築中	・令和6年度末までに医師事務作業補助者を55名まで増員 ・医師事務作業補助者の複数診療科対応を継続しフォロー体制を構築することで診療支援の充実を図る	医師事務作業補助者増員（25対1）に向けた体制整備のため下記に取り組む ・診療支援業務の標準化 ・キャリアパス/ラダーの整備 ・グループ制導入とリーダー育成	
		診療放射線技師	医学物理士取得者による治療計画作成が継続できる環境・体制の整備と技師の技術向上に努める 造影剤注射のタスクシフトを推進 CT画像構築のタスクシフトを推進	・引き続き、計画業務を継続してできる環境を保ち、技術向上に努め、技師が自立して作成できるよう体制を整え、実施 ・新たに計画業務に就ける後任の教育育成を行っていく 安全に静脈注射を実施できる環境を保ち、技術向上と体制整備を行い、静脈注射の実施率向上に努める タスクシフト推進のため、人員確保に向け取り組みを継続	タスクシフト推進のため、人員確保と人材育成に努める	
		臨床工学技士	・麻酔助手の夜間勤務体制構築のため、人員確保と育成に努める ・令和5年9月より夜勤業務を実施継続 ・ペースメーカー業務のタスクシフトを推進 ・新しくペースメーカーの遠隔モニタリング統合システムを導入し、医師の電子カルテ記載の負担軽減を一部達成 血液浄化における静脈穿刺のタスクシフトを推進 手術室における静脈確保のタスクシフトを推進	引き続き、麻酔補助業務へ人員を配置し、不足している神経モニタリング業務へも増員し、人材育成を促進させていく さらにペースメーカーの遠隔モニタリング統合システムを完全活用し、医師の電子カルテ記載の負担軽減を促進する 令和6年度からの実施に向け、体制整備を開始 実施に向け、体制整備を開始	タスクシフト推進のため、人員確保と人材育成に努める	
		救急救命士	救急救命士に関する検討委員会を立ち上げ、各種検討事項について協議を開始	令和7年4月採用を目標とし、各種検討事項について協議	委員会を立ち上げ、必要事項を協議。タスクシフト推進のため、人員確保と人材育成に努める	
		(2) 医師の業務の見直し	勤務体制の見直し	・夜間勤務への切替、宿日直体制の見直し ・予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮の推進 ・当直翌日の業務内容に対する配慮 ・チーム制・複数担当医制の推進	・夜間勤務への切替、宿日直体制の見直し ・予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮の推進 ・当直翌日の業務内容に対する配慮 ・チーム制・複数担当医制の推進 上記取組に加え、コンサル等を活用し業務見直し等に関する意識啓発を実施	左記事項に取り組む
			会議等の効率化	会議やカンファレンスの効率化・合理化、勤務時間内の実施等		
タスクシフトの推進	タスクシフト推進に向け、関係者による運用検討フォーキングを開催					
医療提供体制の見直し	医師の労働時間短縮を受けた取組として下記を実施 ・時間外に緊急でない患者の病状説明等の対応を行わない ・患者、家族、近隣医療機関へ本学の方針を明示		医師の労働時間短縮を受けた取組として下記を継続実施 ・時間外に緊急でない患者の病状説明等の対応を行わない ・患者、家族、近隣医療機関へ本学の方針を明示			
①病院機能（急性期・高度急性期）に応じた医療の提供	紹介・逆紹介率の改善を図る		地域連携システムの利便性を高め、返書や診療情報提供書等に費やす時間の短縮に取り組む	紹介・逆紹介率の改善を図る		
②地域医療機関との連携強化	地域の医療機関との連携により後方連携を強化し、早期の転院件数増加に努める	引き続き地域の医療機関との連携を強化し逆紹介を推進する	地域の医療機関との連携により後方連携を強化し、早期の転院件数増加に努める			
③適正受診の促進	地域医療連携室の活動等を通じ、紹介患者の予約診療など適正受診を促進	紹介受診の適正化や効率的な予約方法など、さらなる予約取得の向上に向けて、「初診予約の手引き」を継続発行し、初診予約取得について啓発を行う	・直接予約サービスの活用 ・予約率の改善により適正な受診を促進する			
その他の勤務環境	短時間勤務、部分休業制度及び休暇休業制度の活用	部分休業制度、時給制契約医員、休暇休業制度の活用	部分休業制度、時給制契約医員、休暇休業制度の活用			
	院内保育園や病児保育施設の活用	院内保育園や病児保育施設の活用	院内保育園や病児保育施設の活用			
	女性研究者・医師支援センターの活用	女性研究者・医師支援センターの活用	女性研究者・医師支援センターの活用			
	ICTの活用	Microsoft Teams等を活用し、効率的な情報共有を実施	Microsoft Teams等を活用し、効率的な情報共有を実施 上記取組に加え、下記に着手する ・労務管理・健康管理の効率化（例：勤怠管理システム見直し、シフト作成支援ツール、面接指導予約・記録管理システム等） ・診療時間短縮・外来運営の効率化（例：医療向け音声入力ツール、患者説明動画作成支援ツール、問診ツール、勤務時間短縮につながる医療機器整備等）	左記事項に取り組む		
	医師の適正配置	・夜間休日診療体制の適正化を検討、令和6年度に向けた体制整備を実施	（～令和11年度）医師の診療科偏在対策等について検討（重点診療科に対する措置、採用上限数の設定等） （～令和11年度）医師の診療科偏在対策等について検討 ○引き続き、給与制度の検討を実施			
(4) 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理	～令和3年度：兼業申請時に兼業予定時間数を把握、令和4年度から兼業実績報告を開始	兼業時間数を含めた労働時間管理を実施				
(5) C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化	夜間勤務への切替試行を行っている診療科での研修について、同様に夜間勤務の施行を実施 スキルラボのシミュレーターの充実を図り、効率的な研修が行える環境を整備	・研修の効率化のあり方検討：タスクの見直し（漫然と業務になっていないか）等 ・勤務体制の見直し：当直回数の見直し及び当直の勤務への切替等を検討				